

別表第1（第3条関係）

事業 メニュー	要件等	
必須機能	1 インフォーマルサービスの提供 既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、（１）から（６）までに掲げる内容を参考にすること。ただし、（１）「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として（２）から（６）までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。	
	機 能	機能の概要
	（１）集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週３日以上）
	付 加 機 能	（２）預かる 子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う
		（３）働く 障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動
		（４）送る あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う
		（５）交わる 花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する
		（６）学ぶ 利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関係する勉強会等を行う
	2 地域の見守りネットワークの構築 個人や世帯が抱える地域生活課題を早期発見し、速やかに必要な支援につなぐため、相談・訪問を実施する。 また、これらの活動を通じて地域で互いを気にかけて見守りや支え合うことができる地域のネットワークを構築する。 なお、（１）から（３）に掲げる機能については、必ず実施するものとする。	
	機 能	機 能 の 概 要
	（１）相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかること等の相談に応じる
	（２）訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週２日程度）
	（３）つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける
	3 生活支援 あったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。	

別表第 1（第 3 条関係）

事業 メニュー	要件等	
拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、（１）から（６）までに掲げる事業を行う。	
	機 能	機 能 の 概 要
	（１）移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する
	（２）配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
	（３）泊まり	緊急時に、支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に宿泊させ、必要な見守り等を実施する
	（４）介護予防	講座や体操など、保健師やリハビリ専門職等と連携を図りながら、定時定量的に介護予防（フレイル予防を含む。）プログラムを提供する
	（５）認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場を開催する
	（６）子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する（補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に準じた取扱いとすること。）
事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。 （１）利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。 （２）あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年２回以上開催すること。		

別表第2

1 区分		2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率
人件費	コーディネーター	関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進するために必要な職員（コーディネーター）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 給料、職員手当等、及び共済費	以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり340万円	1/2以内 （ただし、「3 補助対象経費」と「4 限度額」を比較し、いずれか小さい額から収益見込み額を差し引いた額の1/2以内とする）
	スタッフ	基本機能を実施するために必要な職員（スタッフ）の人件費			
その他の経費	運営経費（共通）	事業規模に運動し、事業実施のために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（1件50万円以内））、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	人件費の限度額の25%以内	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能（1）から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費		知事が必要と認めた額	
		別表第1の「拡充機能（6）子ども食堂」を実施するために必要な運営経費 （高知県あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に準じた取扱いとすること。） ※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 ----- 【運営経費】 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料 ----- 【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料、食品衛生責任者養成講習会受講料	1回あたり8,500円※	
				①保険料：1人あたり28円／回まで×参加者及びスタッフ人数※ ②腸内細菌検査料：1人あたり1,260円／回まで×スタッフ人数（スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする） ③食品衛生責任者養成講習会受講料：1箇所あたり5,500円まで（一般社団法人高知県食品衛生協会の受講料を上限とする） 継続して子ども食堂の業務に従事する職員・ボランティアが受講すること	
			【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費	1箇所あたり2万円以内 講師：1人あたり3,000円／回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円／回まで	
			【行事食経費】 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費（食材費）	1箇所あたり33,000円以内	
	デジタル環境整備経費	オンライン機器を活用した遠隔地からの支援や事業の実施等に取り組むため、必要な環境の整備にかかる経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料（1件50万円以内））、役務費（通信費含む）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	知事が必要と認めた額	

別表第3（第8条関係）

- （1） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3） その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8） 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9） その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10） その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。